

第1回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年1月15日(月)

場所 市役所 301会議室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 2件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
(申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条に係る会長先決処理について
(申請件数 1件)
- 報告第2号 農地法第5条に係る会長専決処理について
(申請件数 2件)

応召委員(12名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
9番	高橋 文雄	11番	朝倉 庄吉郎
12番	奥住 雄一	13番	田代 敏夫

不応対委員(1名)

10番 大口 貴司

職務のために出席
した者(事務局)

事務局長 比留間 毅浩
事務局次長 井上 ひとえ
事務局書記 進藤 博

午後3時59分開会

議長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第1回農業委員会総会を開催いたします。本日の
出席委員は12名であります。武蔵村山市農業委員会総

会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、1番川島修委員、7番荒幡善政委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上 ひとえ君)

それでは御説明いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件の申請がございました。

相続人の住所、氏名、被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりで地目は畑になります。

理由は、平成29年4月30日申請人の夫の死亡による相続であります。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定による相続人であることを求める証明でございます。

なお、本申請に際し川島委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告が行われていることを申し添えます。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部会長に報告してもらいます。

それでは榎本部会長よろしく願います。

6 番
(榎本 英雄君)

本日、午後2時30分から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

事案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」1件あります。

<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>申請地につきましては、①～③の農地は作付け準備中でした。④⑤の農地は、ネギ、柿、お茶が栽培されており一部は作付け準備でした。</p> <p>現地は適正に管理されており、問題はありませんでした。以上のことから、議案第1号につきましては証明書の発行はよろしいのではないかと思います。</p>
<p>1 番 (川島 修君)</p>	<p>報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。 はい、川島委員。</p> <p>申請地につきましては、確認しており、適正に管理されておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>他に御意見等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>ありがとうございます。異議ないようですので議案第1号につきましては、証明書を発行いたします。</p> <p>次に議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」2件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 (井上 ひとえ君)</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>議案第2号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2件ございます。</p> <p>本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明であります。</p> <p>1件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載の</p>

とおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成20年2月24日に相続し、前回調査は、平成26年9月16日になります。

2件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成11年6月1日に相続し、前回調査は、平成27年2月15日になります。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。

それでは榎本部長、よろしく願いいたします。

6番
(榎本 英雄君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、ネギ、玉ネギ、大根等が栽培されておりました。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①②の農地は、栗、梅の木があり、白菜、ホウレン草が栽培されておりました。③の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては証明書の発行はよろしいかと思えます。

議長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、1番の申請につきましては私の担当区域でありますので説明いたします。現地は適正に管理されておりました。

はい、伊東委員。

5 番
(伊東 誠司君)

2番の申請地ですが、いつも一生懸命農業をしている方ですが、先日確認したところ、道路際に直売施設がありました。

事務局
(井上 ひとえ君)

直売施設ですが、先ほど現地調査をした時点では撤去されておりました。

議長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第2号につきましては、証明書を発行いたします。

次に議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」1件あります。事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上 ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願ですが、1件申請がございました。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりになります。地目は畑で、理由は、平成29年3月3日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しており

	ます。その結果を榎本部長に報告していただきます。 それでは榎本部長よろしく願いいたします。
6 番 (榎本 英雄君)	先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。 議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」1件ございます。 申請地の農地でございますが、現地は茶園でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。 以上のことから議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいと思われまます。
議 長 (田代 敏夫君)	報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、藤野委員。
3 番 (藤野 政彦君)	申請地につきましては、適正に管理されておりますのでよろしく願いいたします。
議 長 (田代 敏夫君)	他に御意見等ございませんか。
委 員	なし。
議 長 (田代 敏夫君)	御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願いについて」は証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長 (田代 敏夫君)	ありがとうございます。異議ないようですので、議案第3号につきましては、証明書を発行いたします。 次に報告第1号「農地法第4条に係る会長専決処理について」1件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上 ひとえ君)	それでは御説明いたします。 報告第1号農地法第4条に係る会長専決について1件

ございます。

本件は、同法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出であります。

届出者の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は共同住宅でございます。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

9 番
(高橋 文雄君)

現地につきましては、工事車両が入っており、すでに工事が開始されておりました。

議 長
(田代 敏夫君)

他にご意見等ございませんか。

委 員

なし

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条に係る会長専決について」は終了いたします。

次に報告第2号「農地法第5条に係る会長専決処理について」2件あります。事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上 ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第2号農地法第5条に係る会長専決について2件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出であります。

1件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は住宅用地でございます。

2件目 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑、転用目的は駐車場でございます。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。なお、1番につきましては、私の担当ですので説明いたします。現地はまだ植木畑のままでした。

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条に係る会長専決について」は終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第1回総会を終了いたします。

大変ご苦労様でした。

午後4時12分閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

平成30年1月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩